

「E・R・フーバー追悼 —トゥラ・フーバー - ジモンズを訪ねて—」

菟原 明
(法学部教授)

1. 何故フーバーを 昨年1993年1月24日には、ナチ時代の法律学を担い、現在の法律学にも多大な影響を及ぼしてきたカール・ラレンツ(Karl Larenz)が(1)、また、9月10日にはテオドア・マウンツ(Theodor Maunz)が(2)この世を去った。彼らと同時期を生き抜いた学者に同じく、エルンスト・ルドルフ・フーバー(Ernst Rudolf Huber)がいる。彼は、彼らよりも早く既に1990年10月28日、彼の第二の故郷ともいべきフライブルクで死去した(3)。その死後、早や3年余りの年月が過ぎ去った。それにも拘らず、今何故、このような一文を草するのか、訝しく思われるかも知れない。また、何故に、エルンスト・ルドルフ・フーバーを殊更に取り上げるのか、と問われるかも知れない。その理由は、もちろんいうまでもなく、至極個人的なものである。

私は、これまで彼の基本権理論を検討することを通じて、ヴァイマル憲法下での基本権理論の問題性を考究してきた。その拙い成果の一つが、在外研究出発前年に公刊した『変革期の基本権論—E・R・フーバー研究』(尚学社、1991)である。本書作成の過程で、私は、フーバーに連絡をとる必要性が生じ、彼宛に手紙を出すことがあったが、それに対する返事から彼の死去を知った。返事は、令夫人トゥラ・フーバー - ジモンズ(Frau Dr. Tula Huber-Simons)からのものであった。その手紙の中には、「あなたからの手紙は残念ながら、私の夫にはもはや届くことはありません」と書かれてあった。著作の完成後、令夫人トゥラ・フーバー - ジモンズに拙著をお送りするとともに、その折りに何らかの一文を彼につき書ければ、と思いつくにいたったのが、その理由の一つである。

フーバーの基本権論をまとめていた1991年7月、本学専任教育職員海外出張規則第3条第1項に基づき、翌年の1992年8月1日より一年間、ドイツでの在外研究の機会を得ることができた。そこで、この在外研究期間を利用して、フライブルクに令夫人を訪ね、お話を聞くことで、フーバーにつき教えを乞い、それを書き留めておければ、というのが第二の理由である。

在外研究先の決定と私の受け入れにつき、青山学院大学名誉教授小林孝輔先生のご紹介により、ゲティンゲン大学法学部公法担当教授クリスティアン・シュタルク (Professor

Dr.Christian Starck)先生(5)の御快諾を得ることができた。同教授は、Verfügungsgebäude (7号館)の3階、ドイツ流でいえば2階204号室に、早速私用の研究室を用意していただき、大学でも快適な研究環境の下で過ごすことができた。ちなみに、この建物の一階と地階は、刑事法関係の図書館であった。研究室からは、ヨハンニス教会やヤコビ教会、また、パウル教会を眺めることもでき、時刻を告げる教会の鐘の音にもどうにか慣れたが、今ではあの騒々しいとでもいうべき音が懐かしく思い出される。

ところで、このゲティンゲンは、ニーダーザクセン州に属し、フランクフルトからICE (ドイツの新幹線)で北に二時間弱の地に位置する大学町である。1734年創設の同大学は、かのグリム兄弟も関わった1837年のゲティンゲン大学7教授事件でも、よく知られる。それを記念してか、法学部の建物もあるGeisteswissenschaftliches Zentrumの住所は、Platz der Göttinger Siebenであり、法学部はそのPlatz der Göttinger Sieben 6である。法学部には、過去に例えば、G.Leibholz, R.Smend, W.Weber, A.Köttgen等の公法学者(いずれも故人)や、ドイツ近世私法史の著作でわが国でも著名なF.Wieacker (存命)が所属した。くしくも、E.R.Huberは、このゲティンゲン大学で退職を迎えたのであった。

(1) K・ラーレンツに対する追悼(Nachruf)等については、vgl. U. Diederichsen, NJW. 46 Jg., 7. April 1993, Sp. 902f.; C-W. Canaris, JZ. 48 Jg., 16. April 1993, S. 404ff.; R. Dreier, JZ. 48 Jg., 7. Mai 1993, S. 454ff.; H. H. Jakobs, JZ. 48 Jg., 3. September 1993. 彼の"Methodenlehre der Rechtswissenschaft".第5版が、米山隆教授によって翻訳されている[『法学方法論』(勁草書房、1991)]。

(2) Vgl. Frankfurter Allgemeine Zeitung v. 14. 9. 1993. Maunz/Zippeliusの"Deutsches Staatsrecht"は、1991年時点で実に28版に及ぶ。H・アレントは、ナチ時代のT・マウンツをC・シュミットに比して、同著、大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源 3』(みすず書房、1974) 61頁註53で、「二流、三流」と評している。ところが、トーマス・マンの第三子G・マンは、本書を読んだとき、本書を批判すべきだと思ったとのことである[G・マン、林部圭一・岩切千代子・岩切正介供訳『ドイツの青春 2』(みすず書房、1993) 44頁以下参照]。

(3) キール学派の一員でもあったE. R. Huberのナチス憲法学建設に対してもった意義については、vgl. E. S. -Jorzig, Entstehung und Wesen der Verfassung des > Großdeutschen Reiches <, in: F. J. Säcker(Hrsg.), Recht und Rechtslehre im Nationalsozialismus, 1992, S. 71ff. 1956年に、E. R. Huberは、同大学名誉教授となっている。彼に対する追悼等については、vgl. Ch. Starck, Jahrbuch der Akademie der Wissen-

schaften in Göttingen 1991, S. 232ff.; W. v. Simon, NJW. 44 Jg., 3. April 1991, S. 893f.; R. Mußnug, DöV, 44, Jg., 1991, S. 243ff.; H. H. Klein, AöR. Bd. 116, H. 1, 1991, S. 112ff.

(5) 彼の業績一覧については、菟原明『現在ドイツ憲法学研究資料』(大東法学3巻2号、通巻第22号)参照。

II. フーバーの履歴と業績 ここで、エルンスト・ルドルフ・フーバーの履歴をかいつまんでみておこう。彼は、1903年6月8日、イダール・オーバーシュタイン(Idar-Oberstein)の地に、プロテスタントの信仰を有する両親の下に生まれた。彼の青年時代をみると、フーバーは、16歳から19歳の間、ドイツ青年運動のうちの民族至上主義的(völkisch)な分派、ネロター・ヴァンダーホーゲル(Nerother Wandervogel)の創建メンバーであり、これは、国民主義的ではあるが、政治的には中立を標榜していたようである(Vgl. Ch. Starck, aa0., S. 232f.)。このような雰囲気の中で青年期の自己形成を行ったことは、その後の彼の思想的傾向を特徴づけ続けていたのであろう。彼は、1932年7月20事件直前のとある「人民保守主義的・青年保守主義的、キリスト教的・社会的特質をもった政党政治的には拘束を受けていない」会合に出席したりもしている(6)。学生時代彼は、まずチュービンゲン大学で歴史学を、次にミュンヘン大学とボン大学では、法学を学んだ。彼がもっとも影響を受けた学者は、C・ローテンビュヒャー(ミュンヘン大学)、E・カウフマンおよびかのC・シュミット(両者ともボン大学)からであったという(Vgl. H. Quaritsch, aa0., S.35)。彼らから、「憲法とは単なる規範構造としてではなくて、現実として捉え、叙述すること」(Vgl. H. Quaritsch, aa0., S. 35)を学んだ。さらに、彼が師と仰ぐ者に、J・ハラールとA・ヴァール(チュービンゲン大学)、H・オンケン(ミュンヘン大学)、R・トーマとJ・ヘッケル(ボン大学)がいる(7)。このボン大学の時代こそ、彼にとって決定的ないわゆる修行時代であった。同大学で彼は、15歳年長の師シュミットと出会い、また、彼のゼミナールでかのE・フォルシュトホフやE・フリーゼンハーン等と、否それ以上に、後に夫人となるトゥラ・ジモンズとともに、学問の徒としての時を過ごすのである。

フーバーの著作・研究活動は、極めて多岐にわたるが、大別すれば教会法・史、経済憲法・行政法および憲法史の三領域に分類できる(Vgl. H. H. Klein, aa0., S. 112)。とはいえ、彼の業績は、著書29冊、3つの膨大な史料編纂、220本を超える論稿を数えるのであり、すべてをこの分類枠組内によく整理できるわけではない(8)。

1926年ボン大学で、“Die Garantie der kirchlichen Vermögensrechte in der Weimarer Verfassung,”1927により、C・シュミット(Doktorvater)の下で学位を取得し、1930年

に、"Verträge zwischen Staat und Kirche im Deutschen Reich,"1930を公刊し、その中で国家と教会とのコンコルダートの同格法的性質のテーゼを展開した。この年には、あのドイツ国法学者協会の構成員にすらなっている（1949年の同協会再興後は、ナチスへの関与を理由にすぐには入会を許されず、再入会が許されたのは1956年）。1931年には、当時はまだ処女地ともいべき法分野を開拓した"Wirtschaftsverwaltungsrecht,"1932により、H・ゲップフェルトの下で若干28歳にして教授資格を取得した。同年、"Das Deutsche Reich als Wirtschaftsstaat"をテーマに、私講師就任講演を行う。1933年には、モノグラフィーともいべき論稿"Bedeutungswandel der Grundrechte"を世に問う。ナチ期に公刊された憲法テキスト"Verfassung,"1937は、1939年に大幅な増補をみて、"Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches"として出版され、ナチスの公定憲法教科書ともいべき地位を占めた。このような大量の業績をひっさげてこの時期、彼のアカデミックな経歴はすばらしき光彩を放つ。彼は、まずキール大学に招聘された。若きキール学派の一員として、ナチスへのコミットメントが始まる。次いで、ライプチヒ大学(1937)、シュトラスブルク大学(1941-1945)(9)へと転身した。戦後、1957年にヴィルヘルムスハーフェン社会科学大学に職が見つかるまで、ナチとの係わり合い故に失職の憂目に合う。この間の生活を支えただけではなく、おそらくは彼の精神的支えともなったのが令夫人であった。5人の子供もあり、長子は1945年時点では、まだ11歳でしかなかった(Vgl. Ch. Starck, aa0., S. 240)。フーバーの追悼文を書いた者が、一様にこの時期の令夫人の苦勞に触れるのもむべなるかなである。そのようななかで、1956年に、1952年から非常勤講師をしていたフライブルク大学が、彼に名誉教授の称号を与えた。1962年、ヴィルヘルムスハーフェン社会科学大学は、ゲティンゲン大学に編入され、彼もゲティンゲン大学の構成員となった。そして、ここで1968年、退職を迎えるのである。なお、1966年に彼は、ゲティンゲン大学のアカデミー正会員に選出されてもいる。

第二次大戦後も、彼の旺盛な著作活動は続く。1953/1954年には、二巻からなる大部の"Wirtschaftsverwaltungsrecht"を公刊。そのような著作のなかで、ドイツ憲法史につき知ろうとする者は誰でも一度は、フーバーの浩瀚きわまる著作"Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789,"Bde.8（第8巻は、Registerbandである）および"Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte," Bde. 4を手にするようになるであろう。Ch. シュタルクは、「フーバーのこの憲法史は、いかにしてドイツにおける憲法国家が、敵対する諸原理から発展してきたのか、また、どのような組織形態を、憲法国家はその都度見出してきたのか、また、どのような法文化的前提を、憲法国家は基礎にしているのか、をきわめて厳密に解明している」(Vgl. Ch. Starck, aa0., S. 242)という。まさしく、この憲法

史こそ、彼が後世のドイツ憲法（＝史）学に残した最大の遺産といい得るものである。さらに、息子の、現ハイデルベルク大学教授ヴォルフガング・フーバー（Wolfgang Huber）の協力を得て編纂された教会法史”Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert, Bde. 4も、ドイツ法の発展を知る上で見逃せない。ムスグヌクは「フーバーの著作がもしなかったら、ドイツの法学はいたって貧困なものとなったであろう」（Vgl. R. Mußgnung, aa0., S.243）というが、まさしくその通りというべきであろう。

(6) Vgl. H. Quaritsch(Hrsg.), Complexio Oppositorum, 1988, S. 37. なお、7月20日事件の法廷記録は、新潟大学教授山下威士氏によって、同大学「法政理論」誌上で訳出が横行されており、最新掲載号は第26巻第2号（1993年11月）である。

(7) Vgl. E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 7, S. VIII.

(8) 1972年までの彼の膨大な著作目録については、vgl. E. Forsthoff, W. Weber, F. Wieacker(Hrsg.), Festschrift für Ernst Rudolf Huber, 1973, S. 385-416.

(9) E・フィリップス著、宇京頼三訳『アルザスの言語戦争』（白水社、1994）、302頁註（301）によれば、同大学は、1941年11月23日に、ナチ・イデオロギーを西部地区に伝播させる施設として開設された、とのことである。

Ⅲ. フライブルクへ 何回かの手紙のやりとりの後、1993年1月28日いよいよ令夫人にお会いするため、フライブルクへ出かける。ICEでは、マンハイム乗り換えとなるため、乗り換えなしのゲティンゲン8時13分発チューリッヒ行きのECを利用する。定刻12時29分フライブルク着。早速予約しておいたHotel Rappenに行き荷物を預ける。同ホテルは、ミュンスターの真前に位置しており、旧市街の観光にはいたって利便であったが、しかし、これがいけなかった。ミュンスターの鐘が、00分、30分そして45分に猛烈な音をたてるのである。ここに、2泊したが完全に睡眠不足となろうとは。15時に、駅で家内の友人Frau Yuko Hayashida-Mack（Freiburg-Opfingen在住）と待ち合わせ、娘と家内は彼女のお宅に。私は、その足で In der Röte 2 にあるフーバー宅に、タクシーで赴く。駅より北北東の方角の山の手、10分弱の距離であったが、途中州刑務所の建物脇を通る。街のすぐそばに刑務所があるのにはいささか驚いた。いよいよ、フーバー夫人を訪問である。閑静な住宅地に今は一人住うフーバー夫人が、ベルを押すと、玄関に出迎えてくれた。いささかの緊張感をもって挨拶をする。

令夫人は88歳、ちょうどフーバーが死去した年齢になっていたが、外見上はいたって健康そうであった。背筋もピンと張り、良く通る声で話してくれた。居間には既に、お茶と

ケーキが用意されていた。しかし、何よりも驚いたのは、私が送っておいた本・手紙がテーブルの上に置いてあり、また、フーバーの著作の抜刷が多数用意されていた（これらは、彼女のサインともども全て頂戴してきた）。テーブルの上にはまた、フーバー自身が作成した1931-1933年までの主だった論文を収録した私家本も一緒に並べられていた。居間からは、フライブルクの町が見渡せたが、近くに近年工場が建設され、そこから途絶えることなく煙を吐き出している煙突を指さして、令夫人は”Ego-Industrie”と呟いていた。

肝心の研究との関連で、いくつかのお話を伺うことができた。ただ残念なことは、私のドイツ語会話能力が十分ではないことである。会話能力がもっとあれば、いろいろと伺えることもできたらうに、と悔やまれる。そんななかで、彼女が話したことのいくつかを書き止めておくことにしよう：

①フーバーは、ゲティンゲン大学では、公法担当教授として”Staatsrecht”と”Verwaltungsrecht”を、もっぱら教えていたとのことである。

②前記憲法史（同資料）の完成には、非常な集中力と、それを継続する強固な意志とを必要としたことを力説していた。何よりも驚嘆すべきは、これだけの大作を、誰一人の助手も協力者もなく、唯一人の力でやり遂げたことである。令夫人は、”ganz allein”という言葉は何度も強調した。7巻約8000頁に及ぶとともに、殆ど30年の年月をかけて書き続けてきたことを考えれば、人間業とは思えない。このような膨大な作業は、現在では共同作業としてしか可能ではなかろう（Vgl. Mußgnung, aaO., S. 224）。しかし、対外的な協力者がいなかったとしても、常にあなた自身が最も良き協力者であり、批判者であり、議論の相手方ではなかったのか、と尋ねたとき、令夫人は微笑みながら肯いていた。まさしく、戦後、ナチの烙印によって失職中の彼を支え、家族を扶養してきたその人を感じる。そうであればこそ、「彼の人としての幸せは、倦むことを知らない夫人の協力によって鼓舞されつつ、彼の精神に働きかけ、そして彼を取り囲んでいた家族だった」といわれるのであろう（Vgl. W. v. Simson, aaO., S. 894）。

③憲法史に関連して、ベッケンフェルデとは異なって、フーバーは、立憲君主制を、「独自のドイツ的性格に適合する国家形態」と捉えることも指摘していた。この思考は、ベッケンフェルデもいうように、彼の憲法史における諸観念のうち、もっとも重要な観念の一つである（Vgl. E.-W. Böckenförde, AöR. 98. 1973, S. 258）。

④さらに、1931年の”Das Deutsche Reich als Wirtschaftsstaat.”のなかで、フーバーが令夫人の論稿を引用していることに触れると、私の思い過ごしかも知れないが、懐かしむかのような表情をされた。学生時代の若き日々を想い起こしでもされたのであろうか。

時刻も過ぎ去り、最後に、ご子息のハイデルベルク大学教授ヴォルフガング・フーバー

にもし会えればと言ったところ、生憎、現在同地に不在といわれ、断念した。彼は、同大学で、倫理学(Ethik)と組織神学(systematische Theologie)を担当しているとのことであった。記念の写真を撮影した後、令夫人の健康を冀いつつ、18時頃お宅を辞した。

謝辞 ドイツ滞在中、クリスティアン・シュタルク教授のまたご家族のご厚情には衷心より感謝している。先生は、われわれ家族の居所として、ゲティンゲン大学とマックス・プランク研究所用ゲストハウス (Internationales Begegnungszentrum, 略称 IBZ) の一軒を用意してくださった。そのご尽力によって、われわれ家族は、ゲティンゲンで快適な生活を過ごすことができた。さらに、先生は、われわれ家族を自宅に招待してくれただけでなく、ご多忙中にも拘らず、自らボルボを駆って、ゲティンゲン近郊へのドライブにも誘ってくれるなど、何かとご配慮していただいた。忘れることができない思い出である。滞独中は、実に多くの方々のお世話になった。人のありがたさを、つくづく感じる時でもあった。

(15.2.1994)